

## 建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定による 許可に係る再同意等の取扱い基準

(昭和61年11月27日京都府建築審査会議決)

### 第1 (趣旨)

この基準は、建築基準法第56条の2第1項ただし書による許可(以下、「日影の許可」という。)に係る京都府建築審査会の同意を求められた場合、日影の許可申請に係る建築物(以下、「計画建築物」という。)の日影の影響が軽易な建築物等においては、以下のとおり同意を与えることにより、その手続きの簡素化を図るものとする。

### 第2 (適用の範囲)

この基準は、計画建築物及びその敷地が次の各号のいずれかに該当するものに適用する。

- (1) 昭和55年3月28日に定めた「建築基準法第56条の2第1項ただし書規定による例外許可の取り扱い基準(次表に同じ)」により許可され、かつ例外許可の要件が最初の許可時と同じ種別及び区分の再許可申請(3回目以上含む。)がなされたもので、最初の許可時の日影時間を変化させず、複合日影による影の増加の恐れのないもの。
- (2) 計画建築物の高さが、建基法別表第四(以下「別表第四」という。)(ろ)欄に掲げる数値以下のもの。

### 第3 (京都府建築審査会の同意)

この基準に該当する建築物の許可申請に係る同意は、京都府建築審査会長の専行決裁をもって行うものとする。

### 第4 (京都府建築審査会の同意日)

この「建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定による許可に係る再同意等の取扱い基準」に基づく許可申請に係る京都府建築審査会の同意を行った日は、上記第3に定める京都府建築審査会長の決裁日とする。

### 第5 (京都府建築審査会への報告)

京都府知事は、この「建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定による許可に係る再同意等の取扱い基準」により同意を得たものについて、日影の許可をしたときは、その許可の後初めて開催される京都府建築審査会に、別記様式によりその許可に係る建築計画の概要を報告しなければならない。

### 付則

- 1 この基準は昭和61年12月1日から施行する。
- 2 昭和56年8月27日決定の「建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定による例外許可を受けたものの再同意の取り扱いについて」は廃止する。

	許可要件
新築	<p>1. 受影地が「がけ地」、水路面等で、地理的条件により将来とも建築物の敷地とならないもの (受影地の所有者、利用権者の同意)</p> <p>2. 受影地が高圧線下で、地役権の設定があり建築制限のある敷地 (受影地の所有者、地役権者の同意)</p> <p>3. 受影地が道路事業等の決定及び、都市計画法による都市計画決定後事業認定がなされた道路、街路、下水路等で日照を特に必要としないもの (事業主体の同意)</p>
増築	<p>1. 既存の建築物が対象建築物（既存不適格建築物）である場合</p> <p>1-A 棟別増築で、申請建物は基準値の範囲であり、既存建物（既存不適格）と併せた影が既存建物の不適合部分の影のうち、基準値を超える部分の影及びその日影時間を増加させないもの。</p> <p>1-B 申請建物が既存建物（既存不適格）棟と同一棟に増築するもので、既存建物の不適合部分の影のうち、基準値を超える部分の影及びその日影時間を増加させないもの。</p> <p>1-C 敷地の規模が、10,000㎡以上で、かつ、増築後の敷地内空地率が（令第136条第1項）に該当するもので、申請建物のみ影は基準値内であり、公共性の高い建築物 (受影地の権利者、所有者の同意)</p> <p>1-D 敷地の規模が3,000㎡以上で、既存建物の外壁面又は、これにかわる柱面及び、増築後の外壁面又はこれにかわる柱面から敷地境界線までの距離が4m以上あり、かつ増築後の敷地内空地率が（令第136条第1項）に該当するもので、増築後の影の合計が5mラインで10m規制の-30分以上の影とならないもの (受影地の権利者、所有者の同意)</p> <p>2. 既存建物は適法（若しくは対象建築物外）の敷地で増築後不適合となる場合</p> <p>2-A 新築と同様の要件を満たすもの</p> <p>2-B 既存建物の建設時において、将来の増築計画が明確であったもので、1-Dの要件を満たすもの。</p>